

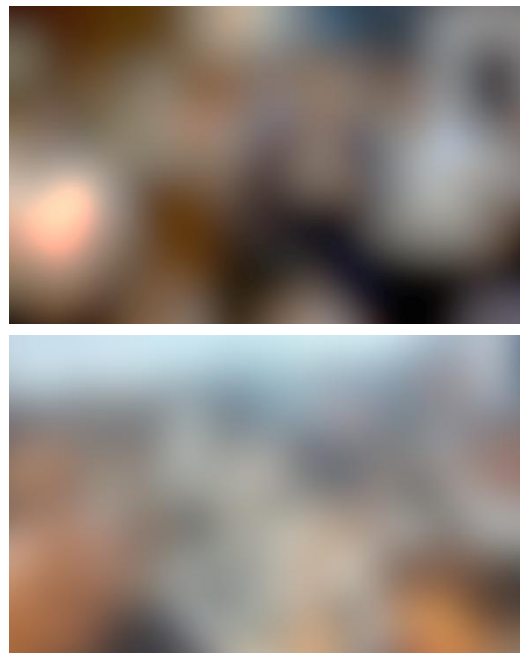
活動報告：全国交流集会に参加して

8月24日(土)、東京の日本教育会館で「第8回臨時・非常勤教職員等全国協議会、全国交流集会」が開かれました。この交流会では、全国各地に所属する小・中・高校の組合員が多数参加します。それぞれの県で臨時・非常勤職員が置かれている現状を話し合い、比較・共有することで、自分たちの職場は何がおかしいのか、改善すべき点はどこか、次回の県教委と交渉する時材料となるものは何かなど知ることができます。具体的な例で言えば、宮崎県の臨時的任用職員の場合、給料表の「職務の級」は1級となっていますが、ある県では正規職員と同じ2級に位置付けられています。1級と2級ではたとえ号給が同じでも、給料月額は全く違います！

長年の交渉の末、宮崎県では2024年4月に臨時的任用職員の号給上限撤廃となりました。大きな前進(Go Forward!)ですが、まだゴールとは言えません。臨時的任用職員であっても、私たちは正規の先生方と「同じ教師」として「同じ仕事」をしています。であるとすれば、「同じ権利」を望むのは当然のことです。これからも「同一労働・同一賃金・同一福利厚生」を勝ち取るため粘り強く交渉を行っていきます。

さて話は戻りますが、交流会といえは学習会だけでなく夜の交流会も醍醐味の一つ。日中まじめな顔をしていた方々の、いろんな表情を垣間見ることができるのがこの夜の交流会。仕事の話も織り交ぜつつ、その方達のいろいろな人話を肴にお酒が進みます。(時代はスマドリ。勿論お酒でなくても大丈夫!)談笑しながら思うのは、「今日の前にいるこの人とは、日教組に入ったからこそ出会えたんだなあ」ということ。地元で細々と働いていたら、一生出会うことの無かった人達です。生まれも育ちもバラバラな私たちが一堂に会し、同じ目的を持って行動をする“仲間”というつながりを強く実感する事ができたのは、何物にも代えがたい経験でした。

是非、皆さんの現場のお声を聞かせていただくと同時に、同じ組合員としてともに動いていきませんか？
皆様のご参加、お待ちしております！

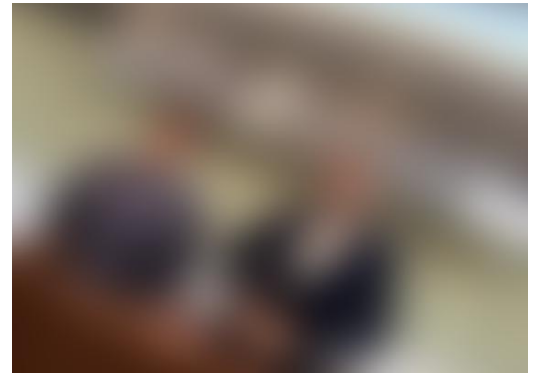


久々（5～6年ぶり）全国交流集会に参加しました。

この会は、全国協議会という形になって8年、その前は「全国交流集会」と言う形で20回近く開催されていました。その時から、私たちの課題は大きく変わっていないということが、今回参加してみて分かりました。もちろん、交渉により権利面で大きく改善されたこともあります。保険証の継続、空白期間の解消、賃金アップなど各県で粘り強く交渉した結果があり、以前よりはずいぶん処遇改善されています。しかし、現場で働いている臨時・非常勤職員が不安に思っていること、不条理だと思っていることは、変わっていません。根っこの部分が変わっていないということです。

現場は、全国どこでも講師不足です。益々、正規と同じ仕事、それ以上の仕事していると感じている臨時・非常勤の職員がたくさんいるということです。

九州の仲間、全国の仲間と繋がり、情報交換をしながら今後も交渉を続けていく必要性を強く感じました。どんな働き方の人でも不安なく安心して働けるよう、今後も活動を続けていきます。



休暇について

☆出生サポート休暇（臨時的任用、会計年度職員ともに有給）

不妊治療に係る通院等のために取得できる休暇です。

【期間】 年間5日の範囲

※ 当該通院等が体外受精や顕微授精に係るものである場合は、10日の範囲内

【付与単位】 日、半日又は1時間

★ライフサポート休暇（臨時的任用は有給、会計年度職員は無給）

生理日における就業が著しく困難なため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得できる休暇です。

【期間】 その都度必要と認められる日で、継続した2日以内

【付与単位】 日 ※ 午後早退する場合でも1日として取り扱う。

「職員が休暇を取りやすいように」と「生理休暇」から「ライフサポート休暇」に名称が変更されました。「生理休暇」の名称変更については、昨年度女性職員にアンケートがありました。休暇を取りやすくするための策を講じたのは一歩前進です。ただ、名称が変われば休暇が取りやすくなったのか、今後検証が必要です。



次年度任用について

学校現場では、正規の教職員に対して来年度の人事に関しての話が校長よりありましたね。私たち、臨時的任用教職員も来年度の任用が気がかりな時期となりました。管理職から来年度任用の登録に関する書類を貰った人もいます。講師登録から任用までの流れをお知らせします。

来年度も臨時的任用を希望している方は

- ① 講師登録を行います。 (宮崎県講師登録と検索するとあります。)
*令和6年度の登録と令和7年度の登録あります。
*電子受付で、24時間登録できるようになっています。
*電子登録が困難な場合は、書式(宮崎県HPにあります)をダウンロードし、郵送でも登録できます。
- ② 3月初旬に(例年3月7日あたり)、講師の任用解禁日があります。解禁日後、任用に関する連絡がきます。
- ③ 任用の書類を書き、勤務先の学校へ届ける。(任用先の校長から話があります。)

宮崎県内では、ほぼ校長による臨時的任用教職員の人事が行われています。

宮教組では、透明性を図るために、「教育委員会、教育事務所が臨時的任用教職員の人事を行うこと」を要求しています。

解禁日前に校長から電話があることは、人事のルールを守っていない状況にあります。今後も任命権者が人事を行うよう要求を続けていきます。



MTU 宮崎県教職員組合
宮崎県教職員組合

〒880-0903 宮崎市太田1丁目3-39

TEL 0985-77-5577

FAX 0985-77-5578

☆ 休 暇 の 一 覧

※ ○：有給 △：無給 ×：制度なし

休暇の種類	例えばこんなときに	正職員	臨時	会計年
年次休暇	理由を問いません	○	○	○
夏季休暇	リフレッシュしたいとき（夏季のみ）	○	○	○
傷病休暇	病気やけがで療養するとき	○	○	△
公務災害休暇	公務災害により療養するとき	○	○	△
結核療養休暇	結核により療養するとき	○	×	×
出生サポート休暇	不妊治療のために通院するとき	○	○	○
ライフサポート休暇	生理できついつき【女性職員のみ】	○	○	△
保健指導休暇	産前産後の保健指導を受けるとき【女性職員のみ】	○	○	○
妊娠中の通勤緩和休暇	妊娠中の通勤時混雑しているとき【女性職員のみ】	○	○	○
妊娠障害休暇	つわりできついつき【女性職員のみ】	○	○	△
出産休暇	産前産後のとき【女性職員のみ】	○	○	○
配偶者出産休暇	妻が出産するとき【男性職員のみ】	○	○	○
育児参加休暇	妻の出産時に子を養育するとき【男性職員のみ】	○	○	○
育児時間休暇	一歳未満の子を養育するとき	○	○	△
子の看護休暇	病気等をした小学生以下の子を看護するとき	○	○	△
短期介護休暇	近親者の介護・通勤の付添等をするとき	○	○	△
介護休暇	近親者を介護するとき	△	△	△
介護部分休暇	近親者を介護するため勤務時間の一部を勤務しないとき	△	△	△
結婚休暇	結婚するとき	○	○	○
忌引休暇	親族が死亡したとき	○	○	○
父母の祭日休暇	父母の祭事、法事を営むとき	○	○	×
官公署への出頭休暇	裁判員や証人として出頭するとき	○	○	○
公民権行使休暇	選挙権などの公民権を行使するとき	○	○	○
ドナー休暇	骨髄等の提供に要する登録や入院等を行うとき	○	○	△
ボランティア休暇	災害、福祉に関するボランティアを行うとき	○	○	×
出勤困難休暇	非常災害等により出勤が困難なとき	○	○	○
退勤途上の危険回避休暇	非常災害時、退勤時の危険を回避するとき	○	○	○
住居滅失休暇	災害により現住居が滅失又は損壊したとき	○	○	○
研修休暇	研修を受けるとき	○	○	×
厚生計画休暇	健康診断、人間ドックを受診するときなど	○	○	○
措置要求休暇	措置要求に関する審理に出席するとき	○	○	○
審査請求休暇	審査請求に関する審理等に出席するとき	○	×	○